

平成 27 年度 アジア関係博士論文の審査結果に関する要旨

権 聖主

戦後日本の歴史認識をめぐる政治過程と日韓関係への含意

課程博士（学術）博総合第 1406 号（平成 27 年 4 月 23 日授与）

審査委員会委員 東京大学教授 木宮正史（主査）、同教授 三谷 博、

同准教授 外村 大、同教授 高橋哲哉、同教授 月脚達彦

国立公文書館アジア歴史資料センター長 波多野澄雄

本論文「戦後日本の歴史認識をめぐる政治過程と日韓関係への含意」は、過去の共有する歴史に対する認識をめぐる、緊張、葛藤が高まる日本と韓国との関係を念頭に置きながら、そうした歴史認識をめぐる葛藤の、一方での原因を提供する戦後日本の歴史認識がどのように形成されてきたのかを、特に、その政治過程に焦点を当てて解明する、非常に野心的な研究である。一方で、政治学者は、戦後日本の政治過程を分析する場合、政治の対立軸として、歴史認識問題を重要な問題として位置づけてきたとは言い難い。換言すれば、歴史認識は政治分析における「小さな問題」として軽視されてきたと言っても過言ではない。他方で、歴史認識問題は、まさに歴史認識の対立として論じられることが多く、それがどのように政治争点化されるのか、そして、どのような政治過程を経て日本政府の公式見解として表出され、それをめぐって中韓などの隣国との間でどのような相互作用が展開されるのか、そうした広義の政治過程が論じられることは、きわめて稀であった。そうした中で、本論文は、歴史認識問題をめぐる戦後日本の政治過程を、特に、国会や内閣における議論や政治勢力配置の変化に焦点を当てて明らかにすることによって、「歴史認識問題をめぐる政治学」の可能性を提示しようとする。

論文の構成は以下のとおりである。序論において、戦後日本における歴史認識問題をめぐる研究状況を概観し、歴史認識問題が「政治争点化」され「国際化」されるという二重の過程を統合的に分析することに先行研究が成功していないという点に注目し、「政治争点化」され「国際化」された歴史認識問題を統合的に分析することを本論文の課題として設定する。第 1 章「戦後日本の歴史認識論争の背景」は、戦後日本における歴史認識問題の起源とも言える、第二次世界大戦の性格規定をめぐる問題、戦争責任の問題、さらに、そこから発展した歴史教科書の記述をめぐる問題、靖国参拝問題などに焦点を当てて、1980 年代までを主たる対象として戦後日本の歴史認識問題の成立状況とその発展過程を概観する。そして、論壇を主な舞台とした歴史認識論争が、「靖国神社問題」を契機にしてどのように政治勢力間の論争に変貌していったのか、問題の「政治争点化」の過程を解明する。

第 2 章「日本国内外の秩序変化と論争構図のダイナミズム」は、「脱冷戦」、韓国の「民主化」、「自民党一党優位体制の崩壊」という国内外における秩序変化を迎えた 1990 年代前半を対象とする。それまで抑制されてきた日韓両国間の歴史認識問題が急浮上する、問題

の「国際化」の過程を、特に「河野談話」などに焦点を当てて解明する。さらに、「政治争点化された」歴史認識問題を分析するための分析ツールとして、歴史認識問題をめぐるさまざまな議員集団を「過去の「侵略戦争」及び植民地支配を反省し、その被害者に対する公式謝罪を行い、靖国神社参拝を避け、歴史教科書ではアジアの被害国に配慮するべきだ」という立場への「賛成勢力」と「反対勢力」とに分類し、そうした議員集団への各国会議員の参加有無とその変容を通時的に分析するための表を開発する。そうすることによって 1993 年の非自民連立政権の登場から終戦 50 周年を迎えた 1995 年にいたるまで、国会を舞台にした歴史認識問題の論争構図のダイナミズムを分析する。

第 3 章「戦後 50 年と歴史認識における両面性の始まり」は、1995 年の国会「不戦決議」、「村山談話」、さらに「国旗・国歌法案」及び「恒久平和調査会設置法案」をめぐる 1990 年代末までの論争を対象とする。自社さ連立政権の下で内閣における「反対勢力」が優勢であったにもかかわらず、過去の戦争及び植民地支配を謝罪した「村山談話」の発表が可能となった政治力学を解明する。しかし、その後「新しい歴史教科書をつくる会」などを中心とした「自由主義史観」が浸透するなど、1990 年代後半には「反対勢力」が力を増していった。そうした政治勢力配置の変化が「国旗・国歌法」の成立、及び「恒久平和調査会設置法案」の廃案をめぐる政治過程に及ぼした影響を明らかにする。このようにして、1990 年代後半の対立が、政党間対立としてではなく、政党の枠を超え歴史認識を基準にする勢力間の「葛藤」と「連携」によって再構成されていることを解明する。

第 4 章「対立構図の崩壊と歴史認識問題の「逆コース」」は、2000 年代に入り小泉首相の靖国神社参拝によって浮上した「国立追悼施設」をめぐる論争をはじめとして、第二次安倍内閣による歴史認識の「逆コース」が行われるまでの一連の過程を対象とする。国会内での歴史認識問題をめぐる「賛成勢力」対「反対勢力」という対立構図が「賛成勢力」の急激な没落ととも崩壊し、そのような中で発足した民主党政権が、内閣における「賛成勢力」の圧倒的な優位にもかかわらず、政党自体としては歴史認識問題に関して「賛成勢力」と「反対勢力」の「寄合所帯」であるという限界を克服することができなかった点に注目する。そして、その後「反対勢力」の圧倒的な優位に基盤を置く第二次安倍内閣の下で歴史認識問題の「逆コース」を辿りながら、「慰安婦問題」を中心に歴史認識問題が「第二の国際化」を迎えた過程を明らかにする。

終章では、本論文の問題意識をさらに明確にする形で結論を提示する。歴史認識問題をめぐる日本国内政治の特徴として、① 日本政府の公式歴史認識が一部勢力により過度に代表されること、② その政治的、外交的重要性に比べ、歴史認識問題は選挙における中心的争点とはならないこと、③ 異なる歴史認識を持つ政治勢力の間で、市民社会の選好を政治社会に反映させる程度において力の不均衡があること、を挙げる。そして、日韓両国間における歴史認識問題に対する韓国の対応が持つ特徴としては、① 日本の一部政治勢力に対して韓国側が過敏に対応すること、② 韓国国内の「行為者の多様性」及び、韓国政府のコントロール能力の不在、③ 歴史認識問題をめぐる中国との共闘路線及び、国際社会を活用して日本を圧迫する韓国政府の戦略の逆効果、を指摘する。最後に、こうした歴史認識をめぐる日韓関係の葛藤をどのように克服するべきかという課題を提示して本論文を締めく

くる。

以上のように、本論文は、日本の歴史認識が国際的な争点として顕著になる現状に鑑み、そうした歴史認識問題がどのようにして「政治争点化」「国際化」されたのかを解明することによって、その原因を歴史的还是科学的に解明するとともに、問題に対する処方箋を提示するという非常に時宜にかなった実践的な試みでもある。

本論文は、以下のようなオリジナリティを持つことによって、以後の研究にも重要な貢献を果たすと評価できる。

第一に、既存の政治学者が必ずしも真正面から取り組んでこなかった、歴史認識問題を政治学の研究対象として位置づけることに成功したという点である。歴史認識をめぐる議員集団を「賛成勢力」と「反対勢力」とに分け、その参加の有無を時系列的に明らかにすることによって、議員の類型化作業を行うとともに、それが政党の枠を超えてどのように分布するのか、さらに、内閣構成がどのようにになっているのかなどを分析することによって、政治ダイナミズムに歴史認識問題が重要な役割を果たしたことを明確にする。こうした手法の開発は、「歴史認識をめぐる政治学」という未開拓分野を開発し発展させるのに大きな可能性を提示する。

第二に、戦後日本政治史を、歴史認識を争点軸に再解釈することに成功したという点である。冷戦期 55 年体制下の日本政治は、一方で、所謂、保守対革新というイデオロギー対立を軸に分析されてきた。他方で、脱イデオロギー的に、利益分配を保守自民党政権が先取りをして行うことで支持動員に成功したことで、自民党一党優位体制の長期間の維持に成功してきたという解釈が提示されてきた。そうした研究状況の中で、歴史認識はせいぜい保革イデオロギーの付属物の一つとして位置づけられてきたただけであった。したがって、保革 55 年体制が崩壊した 1990 年代以降の、ポスト冷戦期の日本政治の分析に関して、歴史認識問題は争点としては重要であるにもかかわらず、分析対象としては必ずしも重視されてこなかった。しかし、本論文は、歴史認識問題が「政治争点化」され、政党の枠を超えて「多元化」される政治過程を綿密に分析することによって、冷戦が終焉した 1990 年の前後における、歴史認識問題をめぐる戦後日本政治の連続性と変容の両側面を明らかにする。

第三に、ポスト冷戦期において、特に浮上した歴史認識問題をめぐる緊張が高まる日韓関係の分析において、歴史認識問題を争点とした日韓の対立、葛藤がどのように惹起されたのか、また、それがどのように収拾されたのか、もしくは収拾され得なかったのか、具体的な政治過程を分析することで、歴史認識問題をめぐる日韓の葛藤の相互増幅という新たな視点を提示したという点である。日韓関係に関しては、一方で、日韓の共有する歴史がある限り対立が不可避である、もしくは、日韓国内政治の特定の特徴がある限りは対立が必然的である、というような、歴史的还是文化的な決定論に基づく見方がある。他方で、ポスト冷戦期における日韓関係の構造変容に起因した構造論的な説明がなされることもある。本論文は、そのどちらかの立場に立つものではなく、日韓それぞれの国内における政策選択の政治過程を分析し、そこに作用する政治力学を解明することによって、決定論的な説明の持つ限界を克服している。

第四に、日本の歴史認識問題をめぐる国際的摩擦の研究に関する応用可能性を提示したという点である。本論文は、明示的には日韓関係に焦点が当てられたのであって、同様な摩擦の可能性はある、日中関係、日台関係、日米関係などには直接の言及はない。にもかかわらず、本論文で採用された分析枠組みは、日韓関係の分析を超えて、歴史認識問題をめぐる二国間関係、多国間関係の分析にも応用できる可能性を持つ。

第五に、歴史認識問題をめぐる日本国内の政治過程および日韓関係の政治過程を分析することによって、葛藤に満ちた現状をどのように分析し、そうした分析に基づいて現状の葛藤をどのように克服するのかという実践的な含意を提示している点である。

以上のように、本論文は、歴史問題をめぐる政治過程を、その分析に適合的な分析ツールを開発し科学的に解明することで、戦後日本政治史の再解釈に取り組みとともに、日韓関係を初めとする日本の歴史認識問題をめぐる国際的摩擦という重要な問題に取り組むための重要な先行研究の一つとして位置づけられる。以上のような意味で、日韓関係研究、日本研究、韓国研究にとって重要な貢献を果たすものである。

しかし、本論文には、いくつかの弱点もしくは課題も指摘される。

第一に、歴史認識問題に対する分析ツールを開発するという重要な貢献を果たしたにもかかわらず、本論文の分析に関しては必ずしもその潜在的な可能性が十分に発揮されていないという点である。例えば、個々の政治家に焦点を当て、歴史認識問題をめぐる議員集団への参加の有無が時系列的にどのように変容しているのかなどに焦点を当てることで、もう少しダイナミックな分析が可能ではないかということが指摘される。

第二に、政治過程の分析と言いながらも、主として国会議員の行動様式に排他的な焦点が当てられており、市民社会と政治家との関係、さらに、歴史認識をめぐる日本の市民社会の動向の変化などに関しては、必ずしも十分な分析が加えられていないという点である。一方で、政治家の歴史認識は政治家自身の個人的社会的な体験によって獲得されるものであるが、他方で、政治家は選挙において当選するためには得票しなければならず、そのためには、市民社会の動向に敏感にならざるを得ない。そうした点からも、歴史認識をめぐる世論の動向がどのように変容したのか、そして、そうした市民社会と政治社会とを連携するメカニズムがどのように成立し変容していったのか、そうした政治過程の分析がもっと行われてもよかったのではないかと指摘される。

第三に、日本の歴史認識問題をめぐる状況に関して、先行研究との比較において、どのような意味で新たな知見が得られたのかを明示することが必ずしも十分にはなされていないのではないか、序論で取り上げた種々の先行研究が扱った対象の範囲内の問題に関して、どのような異説を提示することができたのか必ずしも明確ではない、と指摘される。特に、結論部分では、課題を提示する以前に、先行研究を批判して新たに得られた知見を明示すべきであるにもかかわらず、そうした記述が不十分である。

第四に、本論文は政治学の論文であって必ずしも狭義の歴史学の論文であるとは言えないが、にもかかわらず、歴史資料の利用に関して、もう少し細心の注意が必要ではないかと指摘される。二次史料でしかない新聞資料の利用だけに依拠した記述が見られるし、慰安婦問題に関する米国での問題状況に関しても日本側の資料だけを利用しているという点

である。

このような点には、なお議論を深める余地は認められるものの、これらの点は本研究の価値と学界への貢献を減ずるものでは決してない。したがって、本審査委員会は、本論文提出者が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。

家永真幸

中華民国国宝の政治史

—— 国境の創出と抹消をめぐる力学 ——

課程博士（学術）博総合第 1420 号（平成 27 年 9 月 24 日授与）

審査委員会委員 東京大学教授 川島 真（主査）、同教授 木宮正史、
同教授 松田康博、早稲田大学教授 若林正丈、宇都宮大学教授 松金公正

本論文「中華民国」国宝の政治史 —— 国境の創出と抹消をめぐる力学」は、故宮博物院の文化財とパンダという二種類の国宝をとりあげ、それらに働く政治力学を、豊富な史料をひもときながら、博物館や美術館を近代国家によるモノの蒐集と公開をめぐる思想を体現する装置と捉えるミュージアム概念にも注目しつつ長期的に考察した論考である。本稿は、この考察を通じて、なぜそれらが中華民国で国宝として位置づけられうるのか、ということとともに、国宝をめぐる政治力学から、中華民国を中華民国たらしめる国家の輪郭、論理がいかなるものか解明することを企図したものである。

1912年に成立した中華民国という国家は、現在に至るまで国境、領土、国民という国家を構成する基本的な要素において、その理念と現実との間に乖離と歴史的変容があった。その中華民国では、1920年代に故宮博物院の文化財が国宝としての地位が与えられ、また1930年代から40年代にかけてパンダが新たな国宝として登場した。1949年、中華民国が台湾に遷るに際してパンダは連れて行かれず、中国大陸の中華人民共和国ではパンダ外交が展開された。他方、台湾内部では、当初故宮博物院の文化財が中華民国の国宝としての地位を与えられたが、台湾化にともなって故宮博物院の文化財という国宝の意義付けが変化してきた。本稿は、こうした歴史事象に見られる二つの国宝をめぐる政治力学に注目し、複雑な歴史過程をたどった中華民国をとりまく境界線の変容を描き出し、そこから中華民国を中華民国たらしめている論理を歴史に即しながら導き出そうとしたものである。

本稿の第一の特徴は、国民党政権が成立した1920年台前後以来から戦後に亘る、中華民国という国のシンボルを長期にわたって考察したことである。多くの先行研究が1949年前後で対象時期を区分するか、あるいは1949年前後のみを対象とする中で、このような長期的視座に基づく考察をおこなったということは本稿の大きな特徴となっている。

第二の特徴は、中華民国の国家シンボルが形成され、変容していく過程で、19世紀後半と20世紀半ばという二度の大きな文化触変（acculturation）を体験したとの認識に立つて分析を加えている点である。前者は、いわば中国における近代の形成期であり、後者は

国共内戦を経て中華民国が台湾に遷り、中華人民共和国の「中国」との正統性争いや、中華民国のおかれた台湾という「国内」環境との関係で国家シンボルを再構築することをさしている。

第三の特徴は、主に国家シンボルのひとつであるパンダをめぐる実証研究である。故宮博物院については実証研究の蓄積が比較的有るものの、国宝としてのパンダについては実証研究が十分でなかった。本稿は豊富な一次史料を用いて新たな史実を解明し、それを叙述に反映した。

論文は、序章、本論 6 章、終章からなり、巻末に参考文献一覧を付す。本文は A4 判で全 222 頁あり、字数は約 24 万字（原稿用紙 400 字詰に換算して約 600 枚）の分量になる。各章の概要は以下の通りである。

第 1 部「中国の近代国家建設と国宝形成」は第 1, 2, 3 章から成り、19 世紀後半以降の西洋文化との文化接触を経て、故宮文物とパンダがそれぞれいかにして中華民国のシンボルとなっていたのかを論じる。第 1 章「ミュージアム概念の「非植民地型」受容——清末中国における博物館発展史（1840s-1907）」では、19 世紀後半から 20 世紀初頭にかけて、清末期の中国社会がいかにして外来のミュージアム概念に価値を見出し、そのような施設・制度の導入を試みたのかを検討した。これにより、中国は必ずしも植民地として「博物館」をめぐる思想を受容したわけではなく、「非植民地型」とも呼ぶべき博物館受容を遂げたことを確認した。

第 2 章「伝統の再発見——中華民国による皇室コレクションの国宝化（1900s-1936）」では、清末から中華民国期にかけ、清朝の宮廷コレクションが博物館の文化財となり、ひいては国宝と位置づけられる経緯を論じた。これにより、これらの文化財は清廷内部での位置づけや美術市場から切り離され、後に台湾に運び込まれたことが明らかにされた。

第 3 章「近代的シンボルの創出——南京国民政府期における「パンダ外交」の形成（1928-1949）」では、「パンダ外交」の形成過程を考察し、パンダがいかに中国の対外的なシンボルとなっていくのかを論じた。国民政府は、中国が「文明国」としての価値観を備えていることを示し、また二国間の友好関係を演出するためのシンボルとしての役割をパンダに見出したことを明らかにした。

第 2 部「分断国家の国宝をめぐる中台関係の展開」は第 4, 5, 6 章から成り、台湾に運ばれた故宮文物と大陸に残されたパンダが、それぞれ 1949 年以降の台湾海峡兩岸の関係をめぐる地域政治、国際政治の中で、いかなる争点を形成してきたのかを論じた。第 4 章「国際冷戦体制下の文化内戦——故宮文物をめぐる国共対立の展開（1936-1971）」では、中華民国が台湾に運んだ故宮文物が中華民国の国宝として保護の対象となり、その海外出展の実現など対外交渉事業上の役割を与えられようとしていたことを明らかにした。また、共産党政権も「故宮文物は中国国家の公的な財産であり、故宮文物の保護者こそが合法中国政府である」という論理は共有していたことを確認した。

第 5 章「文化内戦の脱冷戦化と国際レジーム化——中華人民共和国による「パンダ外交」の継承（1949-2011）」では、1949 年に成立する中華人民共和国が 1950, 60 年代において、相手国が中華民国と断交し、中華人民共和国を政府承認しなければパンダを贈らな

かったことを明らかにした。また、80年代には「ワシントン条約」に中華人民共和国がサインした結果、パンダは一層「中国」を象徴する意味合いを強めたことを指摘した。

第6章「分断の解消、肯定、迂回をめぐる力学——「台湾化する台湾」における中国国宝問題（1971-2014）」では、台湾において「中華民国の台湾化」とも呼ぶべき政治変動が起こる中、故宮文物やパンダが政治権力によって「公開」されるとともに、それらを適切に「保護」すべきだという認識は台湾海峡兩岸で共有されたものの、歴史的に付与されてきた国宝としての役割は次第に曖昧化されつつあることを論じた。

終章では、故宮文物もパンダも清末民国初期以来、「移動によって「国境」の存否を政治問題化する」という歴史的な性格を維持してきたと総括するとともに、台湾の政治変動はそのような「国宝」の役割そのものを変容させつつあると指摘した。

以上のような構成と内容をそなえる本論文に対して、審査委員会は中華民国史研究、中国史研究、台湾史研究、兩岸関係史研究に新たな局面を切り開く、水準の高い画期的な著作としての意見の一致を見た。とくに、論文の長所として指摘されたのは、以下の3点である。

第一に、中華民国という、領域と国民が変容した国家について、国宝に注目しながら、その対外的、対内的な境界線が創出、可視化されたり、それが隠蔽され、非可視化されたりする過程を八十年に亘る長期的な視野で描き出した点にある。とりわけ中華民国の遷台後の過程での、対中国大陆、対台湾内部、対世界のさまざまな境界の再創出と、その隠蔽過程の議論は、中華民国を中華民国たらしめる論理を導きだしたのものとして、学術的な意義が高い。

第二に、中華民国という国家が、二つの文化触変を踏まえて、伝統ともいえる故宮博物院の文化財と、近代的ともいえるパンダ(に対する取り扱い)という二つの国宝を創出し、それが変容するさまなど、物理的に与えられた国境ではなく、国宝から垣間見える境界を論じた点などは、他国との比較検討をする可能性を開くものである。

第三に、議論を重視していた本稿ではあったが、国家シンボルのひとつであるパンダをめぐっては豊富な史料を用いた実証研究としての価値が高い。

だが、本論文に若干の欠点や不足がないわけではない。審査委員会では、ミュージアムの概念や、伝統／近代などの概念操作の問題、用語の用い方の揺れ、あるいは分析対象として中華民国北京政府時期や遷台初期が扱われていないことなどの不足点があげられた。とはいえ、これらの短所は、本論文の学術的な価値を損なうものではなく、今後の課題として議論されたものであった。

総括するに、本論文の達成が中華民国史研究、中国史研究、台湾史研究などに大きな貢献をもたらしたことは疑いない。したがって、本審査委員会は一致して博士(学術)の学位を授与するのにふさわしい論文と認定した。

田上 智宜

四大族群と新移民

—— 多文化主義による台湾の社会統合 ——

課程博士（学術）博総合第 1421 号（平成 27 年 9 月 24 日授与）

審査委員会委員 東京大学准教授 田原史起（主査）、同教授 谷垣真理子、
同教授 松田康博、早稲田大学教授 若林正丈、東京大学名誉教授 中井和夫

本論文は、現代台湾における社会統合理念である多文化主義が、いわゆる「新移民」の出現を受けてどのように転換してきたのかを明らかにしたものである。

台湾のエスニシティをめぐる現在の研究状況は、① 1990 年代からの四大族群（原住民族、閩南人、客家人、外省人）に関する問題と、② 2000 年代より顕著になってきた婚姻移民や外国人労働者などの「新移民」に関する問題が、それぞれ別個に、独立して研究されている現状にある。こうした状況に一石を投じ、四大族群研究と新移民研究を統合しつつ、2000 年代以降、新しい共同体としての台湾像を「新移民包摂的多文化主義」という新概念のもとに捉えなおしたのが本論文である。

本論文は序章と終章を除き 5 つの章で構成され、分量は A4 判で 163 頁である。以下、各章ごとの内容を要約したうえで、審査結果について述べたい。

まず序論では、上述したような問題意識が提示されたうえで、台湾の概要および現在の新移民の量的な実態が、婚姻移民と外国人就労者のそれぞれにつき、統計データなどを用いて提示される。つづく第 1 章「族群多文化主義の形成」では、新移民が出現する以前の台湾における統合理念、つまり四大族群論を基礎とした「族群多文化主義」が、いかなる歴史的経緯の下で形成され、どのような多文化主義政策が実施されるようになったのか論じられる。族群多文化主義は、民主化が進み、それまでのような強烈な中国ナショナリズムのイデオロギーによって国民統合を進めることが難しくなってきた 1990 年代、それに代わる統合理念として導入された。四大族群の多元的平等を理想とする族群多文化主義政策は、とりわけ① 原住民族や客家人の文化保護などを目的とした政策を推進するため、族群に関連した法律や行政機関を整備し、エスニック・メディアを設立してこれを運営したこと、また② 原住民族に関しては社会経済的地位の改善のために、様々な形で積極的格差是正措置を採ったこと、③ 母語教育や歴史地理教育などにおいて族群の言語や文化が持ち込まれるようになった、などの諸点が 1990 年代以降の大きな変化として指摘されている。

続く第 2 章から第 4 章までは、新移民を受け入れた側のホスト社会の対応に着眼し、市民権制度、移民政策、多文化主義言説の 3 つの側面から分析している。まず第 2 章「華民国市民権の台湾化」では、新移民の受け入れをめぐって新たに構築することになった市民権制度について考察している。中でも重要な意味を持つのは、大陸籍配偶者の受け入れであった。華民国法体系においては中国大陸側もその領土に含まれており、彼女らは潜在的には国民として扱われる。ここから、外国人との区別に用いられる国籍ではなく「戸

籍の有無」を基準とすることで台湾側の住民と中国大陸側の住民とを市民権制度の上で区別した。こうして中華民国市民権は「台湾化」し、その制度は1949年以降の統治の現実を反映したものとなったとされる。また、後に実施されるようになった市民権テストの内容から、新移民に対してホスト社会が提示しようとしている国家像・社会像について分析した結果、そこには「国家としての中華民国、領域としての台湾」という台湾社会の自己イメージが反映されていることが明らかとなっている。

第3章では、新移民の受け入れや定住に向けての政策的対応に焦点を当て、新移民政策が多文化主義的社会統合を目指すものへと変遷していく過程について論じている。ここでの主たる知見は、第一に、外国人労働者や大陸籍配偶者の受け入れ政策が、「個人化された移民の受け入れ」、すなわち個人として移民を受け入れることで、生物学的に再生産可能なエスニック集団が新たに出現することのない構造を維持するものだったというものである。第二に、新移民の包摂と排除が問題となった2000年代には、ナショナリズムと関係する政治が観察されたことである。すなわち、①外国人労働者に関しては、民進党政権・国民党政権に関わらず、ナショナリズムが刺激される出来事が起こると、労働者の受け入れ凍結などを外交カードとして利用してきた。他方で、②大陸籍配偶者の処遇をめぐるのは、ナショナリズム政党制に基づく民進党と国民党の政治対立の中で、定住資格取得までのプロセスや就労権などの問題が論争となったことである。第三に、現在では一部の学校で新移民子女への母語教育が始められるなど、新移民（及びその子女）を単に社会経済的に包摂するだけでなく、多様な文化的背景を持つ個人として台湾社会に統合する取り組みが進められている。

第4章「新移民包摂的多文化主義の構想」では、新移民が出現する前と後における多文化主義をめぐる市民社会の言説の変化に焦点を当て、族群多文化主義から新移民包摂的な多文化主義への移行過程を分析している。主たる知見として、第一に、新移民が増加してくる2000年代以降の新移民研究者の言説では、経済的ヒエラルキーの問題に従来の多文化主義が十分に対処してこなかったという観点において、従来の左派中国ナショナリストのものと共闘関係にあるが、台湾ナショナリズムを完全に否定するのではなく、公民的ナショナリズムに基づいたリベラルな多文化主義を支持する点において主流の多文化主義言説に接近するとされる。第二に、左派中国ナショナリストの言説をみても、集団としての歴史を持たない新移民の社会経済的地位が問題として共有されることで、ナショナル・アイデンティティや族群の歴史などの話題によって深刻な対立が引き起こされにくくなるとする。その結果、多文化主義言説における対話の空間が拡大し、よりリベラルな色彩の強い新移民包摂的多文化主義が構想されるようになったという。

つづく第5章「エスニシティの象徴化——客家基本法の分析から」では、既存の四大族群自身も変容していることについて、客家人のエスニシティを例として検証している。1980年代後半に起こった客家運動は、客家語が若年層に継承されていないという危機感の下で、アイデンティティの承認や文化的権利、特に言語に関する権利を主張するものであった。しかし2010年に制定された客家基本法では、客家人の定義に言語能力が含まれることはなかった。このような定義が採用されたこと背景には、若年層における客家語の衰

退が相当程度、進んでいる現実がある。客家基本法はそのような人たちも客家文化政策の範疇に含めることで、彼らが客家人としてのエスニシティを象徴的資源として選択的に利用することを推奨するものだ、と本稿は指摘する。

終章において、著者は論文の大きな 2 つの問いに答えている。第一に、族群多文化主義から新移民包摂型多文化主義への転換はいかにして達成されたのかについては、多文化主義の展開過程で、文化の主体として集団よりも個人が主軸になった、という変化が重要であると指摘する。これは新移民の側のみならず、台湾ホスト社会の側にも当てはまるという点がポイントである。第二に、新移民の出現は台湾の社会統合にとりどのような意味を持ったかについては、台湾がもともと国民国家形成途上の不安定な共同体であったがゆえに、新移民は脅威として認識されることがなかったばかりか、逆に社会統合を強化する役割を果たしていたとする。

以上が本論文の概要であるが、そのメリットとしては以下の 3 点を指摘できる。

第一に、四大族群論と新移民論という 2 つの問題領域を統合し、多文化主義理論の展望の下に統一的に論じきった点である。従来、学界であれ政策当局であれ、両者はそれぞれ独立して別個に研究がなされてきた。そうした中で本論文の貢献は、2000 年代以降、旧来からの四大族群、新移民の双方について、それぞれの文脈で「個人化された多文化主義」へのベクトルが働いていたことを発見し、さらにそうした事態こそが、「族群多文化主義」から「新移民包摂的多文化主義」への移行をスムーズにしていた、という指摘にある。今後も引き続き学界の関心を集めるだろう台湾のエスニック状況を理解する上での 1 つの有効な視座を、本論文は提供したといえる。

第二に、上記の知見を導く際に創造・適用された、いくつかの概念の有効性である。例えば「族群多文化主義」と「新移民包摂的多文化主義」の対置、あるいは「中華民国市民権の台湾化」、そして多文化主義の「個人化」や、そのサブ概念である四大族群における「エスニシティの象徴化」などの用語は、本論文のメリットの最たるものである。とりわけエスニシティの「個人化」概念の考案により、本論文は独り台湾社会研究のみならず、欧米起源の多文化主義研究にも理論的なフィードバックを行いうる貢献となっている。

第三に、台湾社会研究における新しい問題領域の発見・提起である。本論文で用いられた資料・データは取り立てて目新しいものではないが、著者はそれらを独自の仕方駆使して、従来、あまり論じられてこなかった問題を浮き上がらせた。例えば、第 2 章の大陸籍配偶者の市民権の問題、第 4 章の新移民をめぐる多文化主義言説の問題、そして第 5 章の客家人の定義をめぐる議論などは、いずれも従来、あまり注目を集めてこなかった個別の論点である。

以上のようなメリットの反面、審査員からはいくつかの疑問も提出された。第一に、「中国」と「台湾」、「社会統合」と「国民統合」など、いくつかの用語法における詰め甘さである。厳密な定義を行わないまま、これらの用語を使用した個所が散見される。第二に、本論文の目的が新移民自体の直接的な動態に迫ることにはないとしても、新移民そのもの生活実態に関するデータがやや少なく、問題の背景を生き生きと捉えるうえではまだ物足りない印象を与えることである。第三に、上記にも関連して、本論文は新移民をその主た

る構成者である東南アジア系と中国大陸系の両グループのみで比較的シンプルにとらえている一方で、近年、拡大しつつある帰国華僑・華人、あるいは香港、マカオ、シンガポール、モンゴルなどを含めた人的交流がもちうる意味を見逃しているのではないかとの指摘もあった。

ただし、以上の不足の一部は、本研究で採用された基本的なアプローチに起因するものであるともいえ、それらは決して本論文が多文化主義研究・台湾社会研究にもたらす理論的貢献を打ち消すものではない。以上を総合的に判断し、審査委員会は本論文が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。

諫早庸一

一なる天，異なる宙

—— モンゴル帝国期ペルシア語中国暦の研究 ——

論文博士（学術）第 18097 号（平成 27 年 9 月 24 日授与）

審査委員会委員 東京大学教授 羽田 正（主査）、同教授 杉田英明、
同教授 橋本毅彦、同准教授 森本一夫、東海大学教授 鈴木孝典

本論文は、13 世紀にペルシア語で記された『イル・ハン天文便覧』に含まれる「キタイ暦」と呼ばれる中国に起源を持つ暦を取り上げ、その誕生の背景、経緯や特徴を論じる前半の研究篇 5 章と、この暦の資料解題、校訂、翻訳、注釈をまとめた後半の校訂訳注篇 4 章の合計 9 章からなる。本文の前に、凡例と先行研究の紹介、本論文の目的について記された序部、後に、研究篇の内容を要約し、本論文の意義を語る結論が置かれている。また、附録として、漢語術語のペルシア語転写一覧と本文で翻訳引用された史料の原文（ペルシア語、アラビア語、フランス語、漢語）が付されている。まず本論文の内容を簡潔に紹介する。

第 1 章は、キタイ暦を生み出した人と時代背景についての概説である。『イル・ハン天文便覧』の著者ナスィール・アッディーン・トゥースィーの生涯、彼が主導しイル・ハン朝によって建設されたマラーガ天文台とその運営財源が紹介され、トゥースィーが著し、その死後不断に改訂が行われた『イル・ハン天文便覧』とその改訂者たちについて解説がなされる。

第 2 章では、ナスィール・アッディーン・トゥースィーが天文学研究において達成した成果と新知識普及に向けた彼の努力が紹介される。まず、プトレマイオス体系とアリストテレス自然学の不調和を克服するためにトゥースィーが編み出した「トゥースィーの対円」についての解説があり、次いで、数学と天文学の基本文献であるエウクレイデス『原論』とプトレマイオス『アルマゲスト』の 2 つの著作をつなぐテキスト群である「中間諸学」をトゥースィーが再述（校訂と解説）したことが論じられ、その具体例として『デドメナ』の場合が説明される。

第 3 章では、トゥースイーと「対話」を行ったキタイの賢人フー・ムン・チーの来歴とキタイ暦の内容が検討される。まず、賢人がフREGの西方遠征に加わった道士であったこと、キタイ暦の二大典拠が金末元初の官暦であった重修大明暦と唐代に起源のある符天暦であることが確認される。次いで、この暦がペルシア語史書でしばしば「ウイグルの暦」と記された理由が検討される。従来、この暦は東トルキスタンのウイグル集団と関係があり、彼らを経由してイラン高原にもたらされたためにこう呼ばれると考えられていたが、それは誤りであり、イル・ハン朝宮廷に仕えこの暦を運用していた仏教徒/パフシーがウイグルと呼ばれた文字・言語を使用していたことが、その呼称の理由であることが明らかにされる。

第 4 章は、キタイ暦の典拠の一つである符天暦についての検討である。中華王朝や日本では、符天暦がヘレニズム起源のホロスコープ占星術において天体の位置を計算するために用いられていたことが論じられる。また、この暦が具体的にどのように使われたのかを唯一伝える敦煌文書の分析から、キリスト教東シリア教会、仏教、道教など多様な要素が入り混じったこの暦自体が、すでにユーラシア規模の文化交流の産物であることが論じられる。

第 5 章では、モンゴル帝国東方と西方における時の意味や伝統、政権の時に対する態度の相違が指摘され、この違いのゆえに、フー・ムン・チーが伝えたはずの情報の一部のみがキタイ暦として『イル・ハン天文便覧』に組み入れられたことが論じられる。また、符天暦に含まれる東方ホロスコープ占星術の方法が、「トゥースイーの革新」を経た西方では、すでに時代遅れとなっていたことが説明される。

校訂訳注篇の第 6 章では、著者が校訂訳注に用いた『イル・ハン天文便覧』の 9 つの写本が類型化され紹介される。第 7 章は、キタイ暦の日本語訳、第 8 章はその注釈（解説）、第 9 章はそのペルシア語校訂版である。底本としては、トゥースイー死後 3 年後の 1277/78 年に書写され、現存する写本の中では最も古いロンドン写本が用いられている。

この論文の学界への最大の貢献は、キタイ暦のペルシア語テキストを 9 点の写本に基づいて厳密に校訂した上で日本語に翻訳し、注釈をつけた校訂訳注篇である。読みにくい漢語発音のアラビア文字への転写が多く含まれ、前近代天文学分野で用いられた語彙と高度な科学的知識を必要とする難解なテキストに取り組んで、一連の文献学的な作業をなし遂げた著者の努力は高く評価できる。校訂訳注篇は、今後当該分野の研究を進めるうえで長く参照されるべき基礎的な資料となるだろう。

また、研究篇では、入手困難なものも含め、多言語で記された数多くの資料を駆使して、キタイ暦を軸とするユーラシア大陸東西の文化交流の一側面を、具体的に浮かび上がらせることに成功している。従来、中国史やイラン史、科学史などの各部分で論じられ、必ずしも十分に比較検討されて来なかった史実をつなぎ合わせ、一つのまとまった論考に仕上げた著者の手腕には見るべきものがある。個々の論点については先行研究に負うところも多いが、随所で新しい知見も加えられており、このような形にまとめることには十分な意義が認められる。

審査委員からは、論述というよりは解説的な部分が多く含まれている、暦、暦法、こよ

み、カレンダーという用語の使い分けと翻訳が必ずしも一貫していない、天文学に関わるアラビア語テキストの内容について理解が不足している、読みが不正確であるといった特に研究篇の内容に関わる批判がいくつか出された。また、著者がいうように、トゥースイーとフー・ムン・チーの「対話」によって成立したのが校訂訳注篇の「オリジナル版」だとすると、それ以後の種々の注釈や追加はどのような場で生じたのかという写本の分類や系統に関わる疑問も出された。さらに、凡例や文章、図や表の不備についてもいくつかの指摘があった。

このような問題点や不備はあるものの、本論文が全体として『イル・ハン天文便覧』に含まれるキタイ暦の内容とその西方ユーラシアへの伝来について多くの新知見をもたらし、モンゴル時代のユーラシア文化交流研究に大きな刺激を与えることは間違いない。従って、本審査委員会は博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。

崔 慶嬉

北朝鮮における「首領権力」の生成とそのメカニズム
——「社会政治的生命体」論とその構成要素間の相互作用を中心に——

課程博士（学術）博総合第 1426 号（平成 27 年 11 月 26 日授与）

審査委員会委員 東京大学教授 木宮正史（主査）、同教授 外村 大、
同教授 月脚達彦、静岡県立大学教授 伊豆見元、津田塾大学准教授 朴 正鎮

本論文「北朝鮮における「首領権力」の生成とそのメカニズム ——「社会政治的生命体」論とその構成要素間の相互作用を中心に」は、一方で、南北分断体制下における南北朝鮮の体制競争において韓国との決定的な格差に直面しながらも、他方で、冷戦の終焉を超えて四半世紀持続する、北朝鮮の体制の「強靱性」の謎を解明しようとする非常に時宜にかなった画期的な研究である。こうした研究を可能にしたのは、まず何よりも、崔慶嬉氏自身が北朝鮮で生まれ成人するまで教育を受けたという類まれな経験であった。世界における北朝鮮研究をリードするのは日韓であるが、そのほとんどの研究が「外国研究」としての北朝鮮研究であるという限界を抱えざるを得ない。そうした中、本論文は、「自国研究」としての北朝鮮研究と評価し得る質的内容を持った研究である。また、最近では、韓国においても著者と同様な「脱北者」による北朝鮮研究も盛んに取り組まれているが、韓国での研究は、南北分断体制という制約を受けざるを得ず、相応の限界を抱えざるを得ない。北朝鮮を知りながらも、日本での研究を通して、北朝鮮だけではなく韓国をも相対化することによって、こうした研究が可能になったと言える。

崔慶嬉氏は、北朝鮮の体制の「強靱性」を解く鍵概念として「首領権力」を設定する。「首領権力」とは、国家という「社会政治的生命体」の最高脳髄として、その一部を担う後継者、そして、神経機能としての党（朝鮮労働党）を媒介として、人民大衆を支配する高度に集中化された終身的な独裁権力を意味する。そうした「首領権力」がどのように生成

されたのか、そして、それが指向する価値・規範をどのように実践したのか、さらに、ソ連東欧社会主義圏の崩壊に起因するイデオロギー、安保、経済の諸領域に及ぶ危機に抗して、どのようにして、その強化が図られたのか、また、それを安定的に制度化するためにどのような手段が駆使されたのか、そうした「首領権力」のダイナミズムを解明することを本論文は目指したものである。そうすることで、金日成体制の末期、金日成から金正日への「権力移譲」が行われたとする「権力移譲」仮説を批判し、むしろ、金正日を後継者に位置づけることによって、金日成の最高権力は移動もせず、分立もせず、金正日の補完的役割によって支えられ、最後まで安定化されたのではないかという対抗仮説を提示し、それを実証する。

論文の構成は以下のとおりである。

序論において、以上のような問題意識を説明した後、日韓におけるほとんどの有力な研究が「権力移譲」説に基づくことを明らかにしたうえで、そうした通説では、金日成の晩年における思想動向や支配様式を十分には説明できないことを指摘し、対抗仮説の必要性を提起する。さらに、北朝鮮の「インサイダー」としての利点を生かして、他の先行研究が利用できなかった新資料の利用可能性や資料に対する独自の解釈の可能性を提示する。

第 1 章「「首領」概念の政治化過程」では、1967 年から 1985 年に至る時期を対象期間として、北朝鮮における「首領」概念が登場した背景、さらにそれがどのように変容したのか、そして、「首領」概念が独裁権力の象徴になる政治過程を検討する。1967 年に「首領」概念が登場し、1970 年朝鮮労働党第 5 回党大会において党総書記に再任された金日成は、1972 年、憲法改正によって自ら国家主席に就任した。こうして党・国家の制度的権力の上に「首領」が位置づけられることになる。それと共に、「首領」の「健康と仕事」を補佐する必要が後継者の登場を促すが、後継者は「首領」に付随するものとして、「全社会の金日成主義化」を推進して「首領」の権威と偉大性を高める役割を担当するものであった。後継者である金正日の役割が強化されればされるほど、金日成の首領権力はさらに強化されるという帰結をもたらす。

第 2 章「「首領権力」の生成」では、1986 年、「首領権力」を生み出した「社会政治的生命体」論が発表されたことに注目し、「社会政治的生命体」論の論理構造を解明し、その中に「首領」・後継者・党・大衆という各構成要素がどのような関係性の下に位置づけられるのか明らかにする。そして、「首領」概念が変容し、「社会政治的生命体」で最高脳髓と位置づけられ、絶対的地位と決定的役割を獲得するようになることによって、「首領権力」が確立される過程を分析する。こうした変容の背景には、金日成の高齢化があり、金日成は自らの権力を維持するための更なる権力強化を指向したことを確認する。

第 3 章「「首領権力」の価値・規範の実践」では、1987 年から 89 年までの時期を対象に、金日成が自ら指向する価値・規範、目標を再設定することによって、「首領権力」を社会にいかにか根付かせようとしたのか、その過程を解明する。第 3 次 7 ヶ年計画が大衆運動として展開される中で、「白頭山密宮」を「首領神話」を象徴する舞台として作り上げることで、金日成の「建国神話」を根拠づけた。さらに、「民族」と「血統」概念の合成語である「わが民族第一主義」精神を創造し、南北朝鮮の体制実績における格差の増大という不利な環

境から体制を守る装置として、それを利用した。結果として、「首領」を国家の求心点のみならず民族共同体の求心点に位置づけ、金日成を祖国と民族に同一化することで、「首領権力」の社会的定着を図った。

第4章「首領権力」のさらなる強化」では、1990年から91年までの時期を対象に、ソ連東欧諸国における社会主義体制の崩壊に起因したイデオロギー的・安保的・経済的「三大危機」に北朝鮮がいかに対応したのかを分析する。北朝鮮は党組織の再編を通して「社会政治的変革」を断行し、党中央への権力集中を強化し朝鮮労働党を「首領の党」として位置づけた。また、1991年には金正日を朝鮮人民軍最高司令官に任命、軍の再編を通して軍隊を「首領の軍隊」に位置づけた。さらに、「経済的変革」を通して党から人民経済を分離し、政務院にその責任を持たせるようにした。以上のようにして、「首領権力」をさらに強化することによって危機の打開を図ったのである。

第5章「首領権力」の擁護・固守・安定化」では、金日成が80歳（傘寿）を迎えた1992年から82歳で生涯を閉じる94年までの時期を対象に、国家的規模で行われた各種の政治行為を通して人民大衆に対する心理的説得を重視した点に注目することによって、金日成の晩年においても、「首領権力」が動揺することなく安定的であったことを解明する。人民大衆の同意を得るような新たな方式が導入されたり、美的感覚の教化を通じた大衆の支持動員を行ったりした。また、国家全体を一つの大家族とし、「首領」と人民大衆との関係を親子関係に設定することを通して、後継者である金正日の実績をも「首領」偉業に吸収するような仕組みが作られた。さらに、「現地指導」と二人の著作に関する計量的分析を通して「首領」である金日成と後継者である金正日との関係を明らかにした。

終章では、本論文のまとめとして、「首領権力」のダイナミズムを整理する。「首領」から「首領権力」がどのように作り上げられたのか、そして、一旦生成された「首領権力」が、北朝鮮の国内外の情勢変化に対応して、強化、社会化、制度化されることで、いかに危機を克服することができたのかを再論する。

以上のように、本論文は、金日成体制のみならず、それ以後の北朝鮮の体制の根幹でもある「首領権力」に焦点を当て、それ自体がどのように作り上げられ、さらにどのようなメカニズムに基づいて作動したのかを分析することによって、北朝鮮の体制の「強靱性」を解明すると共に、金日成の晩年においても金日成から金正日への「権力移譲」が起こらずに、金日成の権力が維持されるのがなぜ可能であったのかに答えたものである。こうした斬新な仮説を綿密な実証分析によって明らかにしたという意味で、世界水準から見ても高く評価され得る北朝鮮研究である。

本論文は、以下のようなオリジナリティを持つことによって、以後の研究にも重要な貢献を果たすと評価することができる。

第一に、金日成研究の分野において新境地を切り開いたという点である。金日成研究は北朝鮮研究における最も重要なテーマであり、多くの研究が蓄積されてきたが、その多くは金日成の権力形成過程に注目したものであった。しかし、本論文は、金日成の晩年を主たる対象とした金日成研究に取り組むことによって、金日成研究の空白を埋めるという重要な貢献を果たした。

第二に、北朝鮮政治史研究における貢献という点である。従来、北朝鮮政治史研究において、1980年代から90年代初頭の時期は、南北朝鮮の体制格差が決定的なものになり、さらに、冷戦の終焉の衝撃を最も直接的に受ける時期であるだけに、その重要性をどんなに強調しても過ぎるということはない。にもかかわらず、同時期の北朝鮮政治史研究は、資料の制約などのせいもあり、定評のある先行研究が欠如していた。そうした研究状況において、本研究は、同時期の北朝鮮における権力の実体に関する研究に取り組むことによって、研究上の空白を埋めることに相当程度成功している。

第三に、北朝鮮の体制イデオロギーに対する解釈に関して、「インサイダー」としての利点を十二分に活用することで、「首領」論と「社会政治的生命体」論との関係をわかりやすく解き明かしたという点である。北朝鮮の体制イデオロギーに関しては、「首領」論と「社会政治的生命体」論という二つのイデオロギーに焦点が当てられてきたが、その難解さもあり、特に、その関係について十分な考察が加えられてきたとは言い難い。本論文は、外部からはアクセス困難な「内部資料」を活用することによって、「首領権力」という概念を設定することによって、その二つの関係を有機的に理解することを可能にする。

第四に、金日成研究としてのみならず金正日研究に対しても多大な貢献をはたすという点である。従来の先行研究では、後継者として金正日が権力を移譲されたということを前提としたものがほとんどであった。しかし、それでは、なぜ、金正日が儒教の伝統を覆してまで満三年間の「三年喪」に服したのか、1991年になって朝鮮人民軍最高司令官に任命されたことの意味は何であったのかなどの謎を解明することは困難であった。それに対して、「権力移譲」仮説にはとらわれない、新たな対抗仮説を提示し、金日成と金正日との関係を再解釈することによって、金正日をめぐる疑問にも答えようとする。

第五に、北朝鮮研究の射程を超えた、権力論や後継者論などに対する普遍的な含意を持つという点である。北朝鮮研究は、とかく北朝鮮の特殊性が注目され、北朝鮮独特の概念を使った「内在的研究」が支配的であった。本論文もそうした「内在的研究」であることは否定しないが、ラズウェルやイーストンなどアメリカ政治学における古典的な権力論などを参照することによって、普遍的な概念によって北朝鮮の特殊性を説明しようとする試みを行っている。比較政治学の分野において、北朝鮮を比較可能な研究対象として設定する可能性を示唆していると言えるのではないか。

以上のように、本論文は、「首領権力」という独自の概念を設定し、「首領」と「社会政治的生命体」との関係を実証的に解明する作業に取り組むことによって、「首領権力」の生成、定着、強化、安定化に至るメカニズムを解明し、それによって、金日成から金正日への「権力移譲」仮説を批判し、金日成体制の晩年の北朝鮮政治史を明らかにすることに成功している。さらに、そうした知的作業は、北朝鮮研究のみならず、権力論や後継者論という普遍的な理論的問題においても多大な貢献を果たしうるものである。

しかし、本論文には、いくつかの弱点もしくは課題も指摘される。

第一に、「首領権力」に関する実体分析とイデオロギー分析とが混在しているのみならず、その両者の相互関係が必ずしも説得的に示されていないという点である。本論文は、北朝鮮の体制イデオロギーを分析するのみならず、権力がどのようなメカニズムに基づいて行

使されたのかを解明しようとするものではあるが、権力の具体的な行使を実証的に明らかにするための一次史料に制約があるために、イデオロギー分析に傾斜している部分が多く見られる。

第二に、本論文は、先行研究における「権力移譲」仮説を批判することに主たる力点を置くが、そもそも、先行研究で含意される「権力」と本論文で含意される「権力」とが同じものであるのか、また、「権力移譲」をめぐる問題は、権力移譲の有無という二者択一で論じられるべき問題なのか、権力論とも絡んで、さらなる検討が必要ではないかという指摘がなされた。

第三に、本論文が基本的には北朝鮮で使われる概念による「内在的分析」に基づくため、ともすれば、本論文の論理展開に関しても、北朝鮮の文献で使われているある種の循環論法の「罨」を完全には免れていない部分も見られる。本論文は、そうした「罨」を免れるべく、北朝鮮の体制イデオロギーの論理をできるだけ普遍的な概念を用いることによって「翻訳」しようとする努力は十二分に窺われるが、その影響を完全に払拭しているわけではない。

第四に、本論文の表現、特に北朝鮮独特の用語の翻訳に関して、日本語の表現としては十分にはこなれていないような表現や訳語が時折見られるなど、論文の完成度をさらに高める余地があるという指摘がなされた。

このような点には、なお議論を深める余地は認められるものの、これらの点は本研究の価値と学界への貢献を減ずるものでは決してない。したがって、本審査委員会は、本論文提出者が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。

森万佑子

近代朝鮮における宗属関係と条約関係
—— 対外政策と外政機構の検討から ——

課程博士（学術）博総合第 1435 号（平成 28 年 2 月 29 日授与）
審査委員会委員 東京大学教授 月脚達彦（主査）、同教授 木宮正史、
同教授 川島 真、京都府立大学准教授 岡本隆司、一橋大学名誉教授 糟谷憲一

本論文「近代朝鮮における宗属関係と条約関係 —— 対外政策と外政機構の検討から」は、1882 年から 1894 年までの朝鮮の対外関係について、宗属関係と条約関係を対立的に捉える従来の研究の傾向を批判し、1880 年代以降、清が朝鮮に要求した宗属関係は条約関係をも包摂したものだだったという視点を強調して、豊富な史料を使用しながら考察した論考である。

本論文は、序論と結論を含めて全八章からなるが、各章の概要は以下のとおりである。

序論は、研究史の整理と批判を行ない、本論文の課題として、第一に先行研究で扱われることが少なかった対外案件や日常の対外関係を、1890 年から 1894 年の時期を含めて取

り上げること、第二に朝鮮の対外関係を対外政策と外政機構の両面から論じること、第三に「朝鮮からみた宗属関係」を、西洋諸国を含む当時の東アジア世界の諸関係の中で位置づけることの三点を掲げる。

第一章「朝鮮政府の近代国際関係への対応（1876-1894）」は、先行研究が朝鮮の条約体制への参入として論じてきた歴史的な事件について、先行研究を批判的に検討しつつも独自の史料を加えて整理・確認し、序論で掲げた本論文の課題・論点の研究史的意義を確認した。

第二章「朝鮮政府の駐津大員の派遣（1883-1886）」は、商民水陸貿易章程に基づいて天津に派遣された駐津大員の性格と活動実態を考察し、駐津大員は天津に常駐することなく、また職務規定には「領選使節目」が使われていることから、近代的な在外施設というよりはそれまでの領選使や貢使の延長線上にある使節だったことを明らかにした。

第三章「朝鮮政府の駐津督理商務事務の派遣（1886-1894）」は、1886年に駐津大員から改称・改編された駐津督理の性格と活動実態を考察し、駐津督理は近代的な領事の要素を取り入れた使節であったが、その活動には駐津大員と同様に宗属関係を継続・維持する業務も含まれていたことを明らかにした。そうして、駐津督理は宗属関係を保ちながら、1886-1887年に行なわれた朝鮮政府の外政機構改編の流れを受けて、近代的な外交制度を取り入れようとした使節だったと指摘した。

第四章「統理交渉通商事務衙門の運営実態——『統理交渉通商事務衙門統章程』制定に着目して」は、朝鮮の対外関係を扱う官庁である統理交渉通商事務衙門（外衙門）について、『統署日記』等の基礎史料から実務担当者の職務内容や勤務実態を考察し、外衙門では1887年頃に西洋諸国や日本との対外実務の増加による主事の増員と実務の具体化が行なわれ、1892年頃に対外実務に熟達した「総務」が置かれるという、近代国際関係に対応する制度の改変が行なわれたことを明らかにした。

第五章「朝鮮からみた神貞王后死去をめぐる諸問題」は、1890年の神貞王后死去に際しての朝鮮政府の対応を考察し、朝鮮政府による弔勅使派遣の停止要請は、清の宗主権強化への抵抗だとか朝鮮の独立国家への志向だなどというこれまでの見解とは異なり、財政悪化による民心の不安定を背景にしたもので、また国王が実際には弔勅使を丁重に受け入れたことから、朝鮮にとってこの時も条約体制より宗属関係が上位にあったことを明らかにした。

第六章「朝鮮からみる日清戦争開戦過程」は、朝鮮政府が1894年の日清開戦の過程で展開した対外交渉について考察し、朝鮮政府は東学農民運動の鎮圧や日本軍の駐屯に対して第一に清に援兵を求める一方で、条約関係国に対しては周旋条項を用いて日清両軍の撤兵のための調停を依頼したことを明らかにした。そうして、このような交渉方法は1884年の甲申政変の善後処理や巨文島事件への対応の際にも行なわれたもので、朝鮮にとって清への援兵要請と条約関係国への調停要請は、ともに「小を字（いつく）しむ」という意味での「保護」として理解されていたと指摘した。

以上の各章での考察を踏まえ、結論では序論で掲げた三つの課題に即して、次のように論じている。第一に、宗属関係を主として条約関係を副とする朝鮮の対外政策は、1894年

の日清開戦に至るまで大きく変わることがなかった。その背景には、朝鮮にとって宗属関係の理念や実践は不変のものであるという認識があり、さらに朝鮮こそが「中華」を支え守るという対外政策の理念があったと考えられる。第二に、対外政策に大きな変化がみられなかった一方で、外政機構には近代国際関係に対応するための変化がみられた。それは清によって変容される宗属関係に、朝鮮が外政機構の変化によって対応したためであった。第三に、一見相反する宗属関係と条約関係は、朝鮮にとって「保護」という概念で結び付いて理解されていた。これら三点をつうじて、朝鮮にとって宗属関係は廃棄したり抜け出そうとしたりする対象ではなく、むしろ朝鮮こそが「中華」を支え守るとの矜持から、継続・維持すべき対象であったが、しかし宗属関係を変容させる清に対して、自らが考える宗属関係を重視する場合もあり、それが朝鮮と清との軋轢となったと結論づけた。

以上のように要約される本論文の第一の意義は、研究史の整理と批判に基づいた明確な問題意識のもと、駐津大員と駐津督理、統理通商交渉事務衙門などの外政機構、またこれまで研究が手薄だった神貞王后死去後の弔勅使派遣問題などについて、実証的に考察を行なっていることである。その際、韓国のソウル大学校奎章閣や韓国学中央研究院蔵書閣の所蔵のものはもちろんのこと、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵のもの、イギリスの外交文書など、多くの未刊行史料を使用しており、これらのなかには、『咨文』『咨文(二)』や『朝鮮駐津署所発各処電報(一)(二)』などのように、初めて使用される史料も含まれていることも注目され、本論文は史料の発掘という意味でも学術的価値が高い。

本論文の第二の意義は、「朝鮮からみた宗属関係」という課題を設定し、朝鮮史研究の立場から東アジア近代史研究に問題提起を行なった点である。本論文は中国史研究者による宗属関係研究の参照によって、朝鮮はいかに近代的外交を受容し、宗属関係を否定したかというこれまでの一般的な朝鮮近代史研究の枠組を相対化・再検討した。そこからさらに進んで「朝鮮からみた宗属関係」という課題に取り組んだことによって、朝鮮にとっての近代条約体制への参入は、変容する宗属関係への対応だったという視点、宗属関係と条約関係を結びつける「保護」という概念など、日清戦争以前の東アジア世界について新たな論点を意欲的に提示している。また、「朝鮮からみた宗属関係」を東アジア世界のなかでとらえるために採用されたマルチ・アーカイブ方式も、朝鮮近代史研究の発展に貢献するものである。

審査委員会では、分析上の概念の規定に曖昧な部分があること、史料の読みに問題が残ることなどが指摘され、また本論文の課題を解決するには考察する時期を拡げる必要があること、全体の課題に照らして扱った事柄に偏りがあるためさらなる工夫が必要なことなど、大枠に関わる不足点も指摘された。しかし、大枠に関わる不足点にしても、本論文が提示した新たな論点に関する今後の課題として指摘されたものであり、これらは本論文の学術的価値を本質において損なうものではないことが、審査委員会で確認された。

以上の判断から、本審査委員会は本論文を博士(学術)の学位を授与するにふさわしいものと認定することに、全員一致で合意した。

飯野りさ

アラブ古典音楽の旋法体系に関する考察

—— アレッポの歌謡の伝統に基づく旋法名称の記号論的解釈 ——

論文博士（学術）第 18141 号（平成 28 年 2 月 29 日授与）

審査委員会委員 東京大学教授、長澤榮治（主査）、同教授 高橋英海、
同准教授 黛 秋津、同名誉教授 鈴木 董、兵庫教育大学名誉教授 水野信男

本論文は、シリアの古都アレッポに伝わる東アラブの古典音楽の旋法体系の構造を（1）文化内在的な解釈と（2）音楽学的な分析という二つの異なるアプローチから明らかにしようとした試みである。筆者が注目するのは旋律様式に関する名称群が示すこの音文化において果たす機能である。本論文は、それぞれの名称が示す旋律的な響きに対する情緒感や印象の違いが旋法体系の構造を組み立てる上で重要な役割を果たしていることを考察する。アレッポは、近代西洋音楽の導入や音楽の商業化の影響を強く受けたカイロなどとは異なり、これらの名称群が比較的多く残り、古典音楽の伝統が受け継がれてきた。筆者はこの都市の旧市街において音楽実践に関する精力的なフィールドワークを実施し、この論文を完成させた。

本論文は、文化内在的な解釈を行なう第 1 部と音楽学的な分析の第 2 部から構成される。それに先立つ序章では、古典アラブ音楽研究をめぐる方法論的な問題提起がなされ、とくに従来のマカーム（旋法）概念を用いた音楽理解の問題点を指摘し、音文化を内在的に分析するために旋律様式に関する名称の研究の重要性を指摘する。

第 1 部「ナガムをめぐる文化内在的枠組み」

第 1 章「歌謡の伝統の社会文化的構造 —— 名士とムンシドから成る歌謡文化共同体」は、フィールドワークの対象であるアレッポにおいて、歌謡文化の伝統が宗教歌手（ムンシド）とそれを最眞にする町の名士階層によって支えられてきたことを考察する。ムスリム社会における宗教と音楽の関係をめぐる社会構造論がその議論の軸を構成する。

第 2 章「音楽の情緒的体験 —— 文化的概念としてのタラブ」は、古典アラブ音楽を特徴づける基本概念であるタラブの意味構造を考察する。この概念が示す情緒的体験を旋法に特化して示すのがナガムという概念であり、個々のナガムの名称が音楽学的には音名・小音階名・旋法名を示すことを明らかにし、文化内在的な理解と音楽学的な分析を結びつける方法論的てがかりを示すのが本章の目的である。

第 3 章「実践者の音楽知 —— 記号としてのナガム体系」は、古典アラブ音楽の実践者であるムンシドたちの間で行なわれる教育内容の分析を通じて、ナガム体系の知識の特徴について考察している。この口伝による教育で伝えられる豊富なレパートリーの構成から、旋律の開始部のナガム名称の重要性が指摘される。

第 2 部「旋法の名称とその音楽学的機能」

第 4 章「一音の響き —— 旋律の開始部と支配音の概念」は、これまで十分な研究がなされてこなかった支配音について、ナガム名称の持つ機能の点から考察し、支配音が旋律

の開始部において旋律形成の中核となる音域の核音であることを具体的な旋法の事例を通じて明らかにしている。

第5章「狭旋律としての響き——核音と小音階ジンス」は、小音階名でもあり旋法名でもあるナガム名称を中心に考察し、旋律の開始部に使用される支配音、その支配音を核音ととする小音階、小音階とそれに属する支配音が形成する比較的音域の狭い旋律（狭旋律）がそれぞれの旋法に特徴的な響きを作りだし、これが文化内在的なナガム名称とも呼応している点を明らかにしている。

第6章「旋法としての響き——名称を付与されている旋律」は、旋法名としてのみ存在する名称の事例を扱う。この考察によって四度や五度の小音階の音程以上に広いオクターブの音域で形成されている固有の響きを示す名称があることが確認された。以上の第2部の考察から、旋法の名称は、楽音・小音階（狭旋律）・音域の広い旋律の3つを指し示し、旋律の開始部で各名称と記号的に結びついている音的響きが提示され、さらにその響きは旋法としての旋律行程をも規定する役割を果たしていることが解明された。

終章では、論文全体で得られた結論が示されている。第1部で扱ったムンシドの音楽実践の蓄積によって伝えられてきた古典アラブ音楽の旋法体系は、文化内在的には各旋法が示す旋律的響きと対応する記号の体系を形成していることが、第2部の音楽学的な分析によって明らかになったとする。

本論文は、古典アラブ音楽研究の中心テーマである旋法体系について、音楽学的な精緻な分析を行なうとともに、この音文化の文化内在的な理解を試みた意欲的な研究である。審査委員会では、こうした内在的な視点を持つ2つのアプローチによって一つの民族の音楽を総体的に捉えることに成功した画期的な研究である、また音という非文字資料を使った労作であるなどという高い評価を示す意見があった。その一方で、第2部の音楽学的な分析は傑出した内容で感銘を受けたが、第1部の文化内在的考察は文献渉猟も不十分であり、また第2部を中心に論文全体を大幅に書き直してより理解しやすい内容にできたはずである、近代西洋音楽学の根本的な構造改革を迫る可能性を持つが、いまだモンタージュ作業に留まっているなどという評価もあった。その他、研究対象としてのアレppoの文化史的な地理的位置づけをめぐる問題、本論文では対象外としたキリスト教徒社会の音文化との関係などについての質問と議論がなされた。また、人名表記の問題や分かりにくい表現や用語など文章表現の問題などが指摘され、その他基本的な文化概念の使用に対する疑問なども示された。

以上に指摘された問題点に対し、論文提出者はいずれも誠実にまたおおむね十分な内容をもって回答した。審査委員との議論は、本論文の内容のいっそうの理解を進め、また今後の研究の進展に示唆を与える内容となった。

本論文は、上記のようにいくつかの修正あるいは改善すべき点を抱えているが、西アジア・中東の古典音楽研究において、国際的にも従来の研究水準を超えた優れた内容を持ち、その学術的貢献度は高い。

したがって、本審査委員会は博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。